

## Ⅱ 【第102号議案】神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例の件

### 第102号議案

#### 神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例の件

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月17日提出

神戸市長 久元喜造

#### 神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例

神戸市立地域交流センター条例（令和7年3月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																						
別表第1（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立雲中地域交流センター</td><td>神戸市中央区旗塚通4丁目<u>4番6号</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立港島地域交流センター</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通4丁目 <u>4番6号</u>	[略]	[略]	神戸市立港島地域交流センター	[略]	別表第1（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立雲中地域交流センター</td><td>神戸市中央区旗塚通4丁目<u>340番3</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立港島地域交流センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立山手地域交流センター</td><td>神戸市中央区中山手通6丁目1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通4丁目 <u>340番3</u>	[略]	[略]	神戸市立港島地域交流センター	[略]	神戸市立山手地域交流センター	神戸市中央区中山手通6丁目1
名称	位置																						
[略]	[略]																						
神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通4丁目 <u>4番6号</u>																						
[略]	[略]																						
神戸市立港島地域交流センター	[略]																						
名称	位置																						
[略]	[略]																						
神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通4丁目 <u>340番3</u>																						
[略]	[略]																						
神戸市立港島地域交流センター	[略]																						
神戸市立山手地域交流センター	神戸市中央区中山手通6丁目1																						

			番40号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 <u>夢野地</u> 域交流センター	[略]	神戸市立 <u>夢野地</u> 区地域交流セン ター	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立有野台 地域交流センタ ー	神戸市北区有野 台2丁目 <u>1番地</u> の <u>17</u>	神戸市立有野台 地域交流センタ ー	神戸市北区有野 台2丁目 <u>1番地</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立名谷地 域交流センター	神戸市垂水区名 谷町 <u>宇中坊</u> 487 番地の3	神戸市立名谷地 域交流センター	神戸市垂水区名 谷町 <u>宇中坊</u> 487 番地の3
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立長坂地 域交流センター	神戸市西区伊川 谷町有瀬字栗林 <u>578番地の2</u>	神戸市立長坂地 域交流センター	神戸市西区伊川 谷町有瀬字栗林 <u>603番地の2</u>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

新たな地域活動拠点として整備している雲中地域交流センターに住居番号が付定されたこと等に伴い、条例を改正する必要があるため。